

○函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年 9 月29日

条例第45号

改正 平成19年 3 月22日条例第 4 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項に規定する公の施設(以下「施設」という。)に係る指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長、公営企業管理者または教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請の資格
- (3) 申請の期間
- (4) 申請書に添付する書類
- (5) 選定の方法および基準
- (6) 管理の基準
- (7) 管理の業務の範囲および具体的内容
- (8) 管理を行わせる期間
- (9) その他市長等が必要と認める事項

2 市長等は、施設の性格、規模、機能等を考慮し、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが必要であると認めるときは、当該団体の事務所の所在地に関し制限を付することができる。

(申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長等が定める申請書に次に掲げる書面を添えて、申請の期間内に市長等に申請しなければならない。

- (1) 申請の資格を有していることを証する書類
- (2) 管理の業務の計画書(以下「事業計画書」という。)
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長等が定める書類

(指定管理者となることができない団体)

第4条 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体(第2号および第3号に掲げる者にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。)であつて、指定管理者として指定することにより、市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなるものは、指定管理者となることができない。

- (1) 議会の議員
- (2) 市長および副市長
- (3) 法第180条の5の規定により市に設置されている委員会の委員および委員(候補者の選定)

第5条 市長等は、第3条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当であると認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、市民の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力および人的能力を有していること。
- (4) その他市長等が施設の設置目的を達成するために必要があると認めるものとして別に定める基準

(選定の特例)

第6条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の規定にかかわらず、適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

- (1) 施設の設置目的、性格、規模等から特に必要があると認められるとき。
- (2) 第3条の規定による申請がなかったとき、または前条の審査の結果、指定管理者の候補者として選定ができなかったとき。
- (3) 指定管理者の候補者を指定管理者として指定ができなくなり、または著しく不適當と認められる事情が生じたとき。
- (4) 指定管理者が法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消されたとき。

2 市長等は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定しようとするときは、当該団体に対し、第3条に規定する書類の提出を求め、前条各号に掲げる選定の基準により審査するものとする。

(指定管理者の指定等)

第7条 市長等は、第5条または前条の規定により選定した団体を、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに、当該団体に通知しなければならない。

3 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。その指定を取り消したときも、同様とする。

(協定の締結)

第8条 前条第1項の規定により指定された指定管理者は、市長等と次に掲げる事項について施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- (1) 管理の業務の内容に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) その他市長等が必要と認める事項

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月22日条例第4号)抄

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。